平成２３年（フ）第１５５号
兵庫県明石市魚住町清水143番地の１　メゾン・ド・レガート206号
債務者　細田　幸子（旧姓大黒）
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
兵庫県明石市大久保町江井島179番地の24
債務者　山本　明子
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１６６号
兵庫県明石市魚住町清水530番地の５　グリーンエイトⅠ―106号
債務者　松元美由紀
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１６８号
神戸市西区丸塚１―25―55　スペランツァ西神戸206、住民票上の住所神戸市西区池上４丁目５番地　10―106号
債務者　森田美也子
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１７２号
兵庫県明石市魚住町中尾604番地の８　ドゥホーム魚住402号、旧住所香川県東かがわ市小磯697番地１
債務者　池田　　護
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１７３号
神戸市西区玉津町新方342番地の８
債務者　濱西　　誠
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
兵庫県明石市二見町西二見2014番地の15　土山駅前スカイハイツＢ―412号
債務者　二宮　廣子
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１８１号
兵庫県明石市松江188番地の１　赤石パルハイツ106
債務者　伊藤　宏治
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２０７号
奈良県桜井市大字三谷363番地
債務者　北岡　夫美
１　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５０号
佐賀県唐津市西大島町14番10号
債務者　甲斐　正夫
１　決定年月日時　平成23年６月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第１４３号
富山市大泉町３丁目２番２号
債務者　石倉　明撤
１　決定年月日時　平成23年６月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０６号
北九州市八幡西区千代ヶ崎１―２―20―201
債務者　横地裕美子
１　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０７号
北九州市八幡西区千代ヶ崎１―２―20―201
債務者　横地　浩二
１　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３３７号
北九州市八幡西区山寺町12番３―201号
債務者　和泉　　馨
１　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３３８号
北九州市若松区浜町３丁目12番24号
債務者　興梠朝也子
１　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３７２号
北九州市小倉北区篠崎２丁目３番24号　メゾントラッド202
債務者　音羽　恵美
１　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３８９号
北九州市小倉北区日明５丁目１番８号
債務者　吉川　　惠（旧姓林）
１　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部